

令和4年度「札幌方面留置施設視察委員会」意見に対する措置結果

令和4年度中に札幌方面留置施設視察委員会が、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、留置業務管理者（警察署長等）に対して述べた意見と、これを受けて令和5年度までに講じた措置の概要は次のとおりです。

「札幌方面留置施設視察委員会」意見に対する措置結果の概要

	意見	措置
1	感染症等予防のため、換気対策や洗面所等の衛生を保持する措置を検討願いたい。	収容人数の多い施設に空気清浄機を配備、洗面具収納庫の棚にペーパータオル等を設置し、衛生保持対策を講じました。
2	施設内に危険箇所があることから、改善措置を検討願いたい。	危険箇所の補修を行い、改善措置を完了しました。
3	施設内の段差が分かりづらいので、着色するなどの改善措置を検討願いたい。	段差の角部に有色テープを貼付して視認性を向上させ、改善措置を完了しました。
4	施設内に設置されたロッカー等の転倒を防ぐ措置を検討願いたい。	ロッカー上部に転倒防止伸縮棒を設置し、改善措置を完了しました。

令和6年6月

北海道警察本部留置管理課